

災害等に伴うワクチン集団接種の対応について

現在 12 歳以上の方を対象とした、3・4・5 回目の新型コロナワクチン集団接種を行っています。地震や風水害等による災害や積雪にともなう交通障害等が発生した場合、または発生が見込まれる場合は、市の新型コロナワクチンの集団接種が中止となる場合があります。中止とした場合は、新たに代替となる集団接種を設けませんので、別の日程で改めて集団接種を予約するか、市内協力医療機関で予約を行い接種を受けてください。

ワクチン接種の中止を決定した場合は、市ホームページや SNS 等でお知らせします。

新型コロナワクチン接種に関する情報は、11 月 28 日現在の情報です。

最新情報は市ホームページをご確認ください。



② 電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金のお知らせ

問 社会福祉課(内線 263)

「世帯全員が令和 4 年度住民税非課税である世帯等」に対し、物価・賃金・生活総合対策として、1 世帯あたり 5 万円の給付を行います。

対象世帯

○令和 4 年度住民税非課税世帯 次のすべてに該当する世帯

- ・令和 4 年 9 月 30 日時点で笠間市に住民票がある
- ・世帯員全員が令和 4 年度分の住民税が非課税である

○家計急変世帯 次のすべてに該当する世帯

- ・申請時点で笠間市に住民票がある
- ・令和 4 年 1 月から 12 月までの間で予期せず家計が急変し、年収見込額が住民税非課税世帯相当額(別表 1 を参照)以下と認められる世帯(年収見込額：令和 4 年 1 月から 12 月までの任意の 1 か月收入×12 月)

【別表 1】非課税相当額参考

扶養している配偶者・親族の人数	収入額	所得額
0 人	93.0 万円	38.0 万円
1 人	137.8 万円	82.8 万円
2 人	168.0 万円	110.8 万円
3 人	209.7 万円	138.8 万円
4 人	249.7 万円	166.8 万円
障害者、未成年者、寡婦、1 人親の場合	2,043,999 円	135.0 万円

●住民税非課税世帯、家計急変世帯ともに、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。

●住民税非課税世帯、家計急変世帯での給付金の両方を受給することはできません。

給付額 1 世帯当たり 5 万円を 1 回支給(原則として世帯主の口座に振り込みます。)

支給方法 1 原則、確認書等で指定した世帯主の金融機関口座へ振り込みます。

2 書類を市が受理した日から、約 4 週間を目安に指定口座へ振り込みます(返送書類に不備がない場合)。振込予定日は、改めて通知書にてご案内します。

申請方法等

○令和 4 年度住民税非課税世帯

対象世帯に対し、12 月 5 日(月)から確認書等を順次発送します。必要事項を記入後、返信用封筒で返送することで手続きは終了です。

- ・令和 4 年 1 月 2 日以降に転入した世帯および世帯員に異動があった世帯は、確認書が届かない事があります。その際はお問い合わせください。